

令和2年12月25日

令和2年第4回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健医療部国保年金課

## 報告事項

### 1 令和3年度国保事業費納付金等（仮算定）の概要について

#### (1) 令和3年度国保事業費納付金の仮算定結果

##### ① 県全体の国保事業費納付金（一般被保険者分）

国保事業費納付金（仮算定）の県総額は、令和2年度（確定値）と比べて約55億円の減。

区分	R3年度 (仮算定)	R2年度 (確定値)	増減
国保事業費納付金	約691億円	約746億円	△約55億円

#### ○納付金算定に用いる主な公費等の増減

主な公費等	増減額
保険給付費	△18億円
後期高齢者支援金	△11億円
介護納付金	△15億円
その他公費の増・減	△11億円
合計	△55億円

##### ② 水戸市の国保事業費納付金（一般被保険者分）

水戸市の令和3年度国保事業費納付金（仮算定）の総額は、令和2年度（確定値）と比べて約2億9,800万円の減。

(単位：円)

国保事業費納付金	R3年度 (仮算定)	R2年度 (確定値)	増減
医療分	3,674,735,812	3,818,763,058	△144,027,246
後期高齢者支援金分	1,633,705,290	1,671,257,593	△37,552,303
介護納付金分	528,716,757	645,716,862	△117,000,105
合計	5,837,157,859	6,135,737,513	△298,579,654

(2) 令和3年度国保事業費納付金等の算定方法等（県全体の考え方）

① 保険給付費等の推計結果

被保険者数の減少による急激な給付費の減少傾向を反映できるよう、直近の実績から「1人当たりの診療費×被保険者数（推計）×給付率」により保険給付費が推計された。

	R3年度 (推計)	R元年度 (実績)	増減 (R3-R元)
1人当たり給付費(円)	281,978	276,335	5,643
被保険者数(人)	647,126	689,822	△42,696
給付費総額(千円)	182,475,570	190,621,752	△8,146,182

② 決算剰余金の活用による国保事業費納付金の負担軽減

○令和元年度の県国民健康保険会計の決算状況について

区分	決算額(千円)		
	合計	一般被保険者分	退職被保険者等分
歳入	271,625,864	271,307,496	318,368
歳出	257,155,938	256,937,322	218,615
翌年度への繰越	14,469,926	14,370,174	99,753

○剰余金の活用内容について

区分	金額(千円)	備考
令和元年度分の国庫支出金返還	3,424,842	県→国返還分の財源
医療費増等への対応	3,864,338	普通交付金財源として留保
令和2年度納付金負担軽減	3,540,497	
令和3年度納付金負担軽減	3,540,497	
合計	14,370,174	

※納付金負担軽減策として、年度間の納付金負担の平準化を図るため、令和2年度から令和3年度までの2年間で約35億円ずつ活用される。

③ 令和3年度国保事業費納付金の減少要因について

令和3年度の国保事業費納付金の算定に当たっては、令和2年度の算定に引き続き、令和元年度決算剰余金の活用による負担軽減が図られたこと、被保険者数（推計値）の減少に伴う、保険給付費額（推計値）の減少や、国が示す納付金算定における「係数」による公費等が減少したこと等により、県全体の納付金額が低く抑えられた。

## 2 水戸市の令和2年度の実施状況と令和3年度の必要保険税額について

### (1) 令和2年度国民健康保険会計の状況と見込み

#### ① 保険税の収納状況（現年度分）

(単位：千円)

年度	調定額	収納額	収納率
平成30年度	5,996,866	5,356,977	89.33%
令和元年度	5,690,719	5,107,828	89.76%
令和2年度(11月末)	5,615,274	3,156,908	56.22%
令和2年度(見込み)	5,510,000	4,958,000	89.98%
令和3年度(見込み)	5,220,000	4,698,000	90.00%

(前年同期55.22%)

※令和2年度見込みは、令和2年11月までの実績値に、前年度(令和元年)11月から決算時までの伸びを乗じて算出したもの。

#### ② 保険給付費の状況

(単位：千円)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和2年度 /令和元年度
保険給付費	15,475,763	15,540,527	14,890,100	95.8%
一般被保険者分	15,383,445	15,523,729	14,890,000	95.9%
退職被保険者等分	92,318	16,798	100	0.6%

(2) 令和3年度の必要保険税額

国保事業費納付金等仮算定結果を基にした推計（一般被保険者分）

令和2年11月末現在

項目	金額(円)	備考
① 国保事業費納付金	5,837,158,000	・仮算定 5,837,157,859円
② 納付金に算入されない経費	373,785,000	・保健事業費 ・出産育児一時金 等
A 事業に要する経費 (①+②)	6,210,943,000	
③ 県交付金	314,406,000	・県特別交付金等
④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	466,000,000	
⑤ その他一般会計繰入	122,887,000	
⑥ 過年度分の保険税等収納見込額	293,500,000	・過年度保険税収納見込額 ・その他収入(延滞金等)
B 現年分保険税以外の収入合計 (③+④+⑤+⑥)	1,196,793,000	
C 事業運営に必要な保険税の必要額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)	5,014,150,000	
⑦ 保険基盤安定繰入 (保険税軽減分)	848,000,000	
D 収納すべき保険税額 (C-⑦)	4,166,150,000	
E 令和3年度収納見込額	4,698,000,000	現年度収納見込額
F 収納差額 (E-D)	531,850,000	

### 3 保険税の賦課方式について

#### (1) 茨城県国民健康保険運営方針の改訂について

持続可能な医療保険制度を構築するため、平成 30 年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となった。これにより、都道府県は、安定的な財政運営と国民健康保険事業の広域的・効果的な運営を図るため、都道府県内の市町村の統一的な運営方針を定めることとされた。

茨城県は、平成 29 年 7 月に制定した、「茨城県国民健康保険運営方針」を令和 2 年 10 月に改訂し、各市町村における保険税（料）の算定方式について、所得割・均等割による 2 方式とし、令和 4 年度からの統一を目指すこととした。

これを受け、県内市町村においては、2 方式への移行について検討することが求められる。

※別冊資料 「茨城県国民健康保険運営方針」 P16 参照

#### (2) 保険税の賦課方式と県内市町村の状況

保険税を、各々の負担能力に応じて賦課する応能割（所得割・資産割）と、世帯や被保険者の人数に対して賦課する応益割（均等割・平等割）に分け、4 方式・3 方式・2 方式により賦課する。

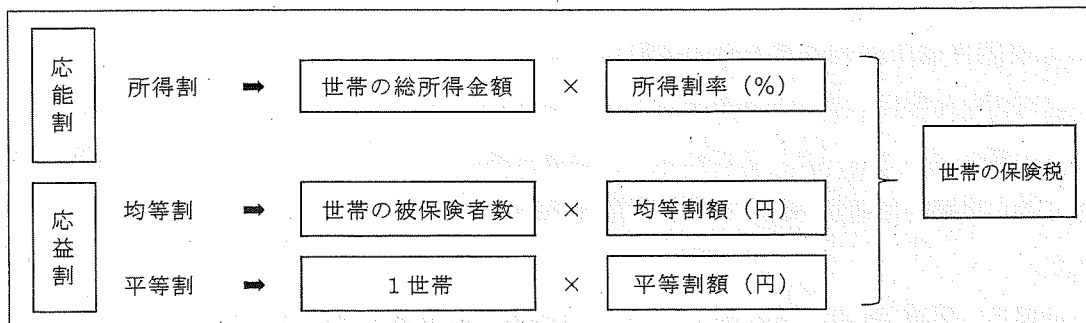
市町村は、県の運営方針や県から示される、国保事業費納付金等を参考に賦課方式や税率等を決定する。

R2年4月現在

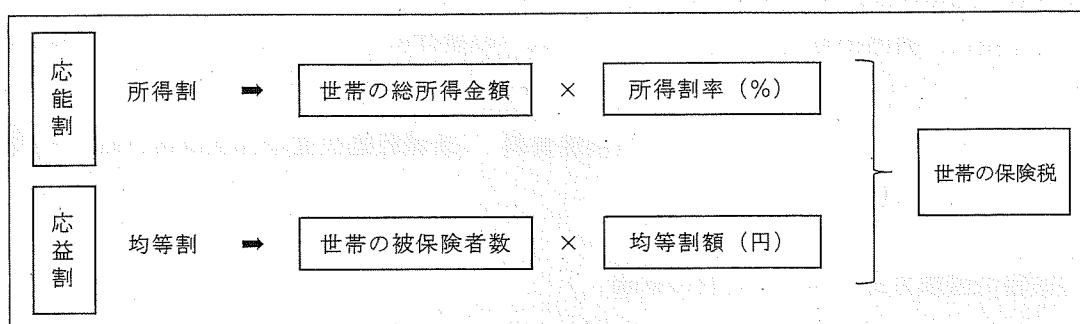
賦課方式			国民健康保険税（料）		
			医療分	後期分	介護分 (40歳～64歳)
4 方式	応能割	所得割	20市町村	20市町村	15市町村
		資産割			
	応益割	均等割			
		平等割			
3 方式	応能割	所得割	24市町村 (水戸市)	23市町村 (水戸市)	8市町村 (水戸市)
		均等割			
	応益割	均等割			
		平等割			
2 方式	応能割	所得割	0市町村	1市町村	21市町村
	応益割	均等割			

(3) 保険税の算定方法

【3方式の場合】



【2方式の場合】



(4) 2方式のメリットと課題

メリット	
○	賦課の仕組みが簡素化され、被保険者一人あたりの算出方法や課税内容がわかりやすくなる。
○	平等割をなくすことで、少人数・単身世帯の負担感が軽減できる。
課題	
○	世帯員の人数が多い世帯は、負担感が強くなるおそれがある。
○	応能割の割合が増加し、課税額が経済状況による所得の変動に左右されやすくなる。

(5) 各市町村の2方式移行見込み

No	移行時期 (見込み)	市町村数
1	令和3年度	1
2	令和3年度又は令和4年度で検討中	3
3	令和4年度	28
4	その他 (検討中)	12

(R2.7月 茨城県アンケート結果)

## 協議事項

### 1 令和3年度の保険税率（案）について

令和3年度の収支見込みは、国保事業費納付金等仮算定結果を基にした推計から、現行税率による保険税収納見込額が収納すべき（必要な）保険税額を上回り、現行税率を据え置いても適正な国民健康保険事業を実施できる見込みである。このため、令和3年度の保険税率については、令和2年1月20日に水戸市国民健康保険運営協議会から提出された「令和2年度国民健康保険税に係る答申」に付された意見のとおり、現行税率を据え置くこととする。

なお、収納差額については、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和3年度保険税収納額が見込みよりも減少した場合や、高額な医薬品や高度な医療技術の保険適用に伴う国保事業費納付金が増嵩した場合の財源として活用する。

また、保険税の賦課方式を2方式に変更することについては、令和3年度国保事業費納付金（確定値）、被保険者の所得金額や世帯員数の状況に基づき、被保険者等への影響を考慮したうえで、令和4年度からの移行を目指し、保険税率と一体的に検討を進める。